

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

令和6年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

総務省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

専決第 8 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条
第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税
免除に関する条例（令和 3 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税免除の要件）</p> <p>第 2 条 この条例の規定により固定資産税の課税免除をすることができるものは、市の区域内において生産設備等の取得等をした者で、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 当該生産設備等の取得等をした日が、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までの間であること。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（課税免除の要件）</p> <p>第 2 条 この条例の規定により固定資産税の課税免除をすることができるものは、市の区域内において生産設備等の取得等をした者で、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 当該生産設備等の取得等をした日が、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> までの間であること。</p> <p>(2) （略）</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。